



OKAYA

岡谷ロータリークラブ

- 会長／宮坂 伸
- 副会長／林 裕彦・山崎典夫
- 幹事／北村正春
- 会報委員長／白鳥修次

- 事務所／岡谷市中央町 1-4-12 ホテル岡谷 3F  
Tel/0266-22-6939・Fax/0266-23-6939・URL:<http://okayarc.org>・E-mail:[okayarc@bz04.plala.or.jp](mailto:okayarc@bz04.plala.or.jp)
- 例会／毎週火曜日 PM12:30 ホテル岡谷

## 第 2608 回例会 2013 年（平成 25 年）3 月 19 日（火）

点 鐘：宮坂 伸 司 会：瀬戸雅三  
斉 唱：それこそロータリー ラッキーNo.：No. 8 原 史郎

## 会長挨拶

皆様こんにちは。

2 週間前はエコーRCとの合同例会でありました。メンバーと親しく楽しい時間を過ごすことができ、事を嬉しく思いました。ありがとうございました。

ところで以前、新聞にこんな記事がありました。「長い間使用している電化製品はコンセント部にほこりが停滞して、その付近から発火することがあるので長期間使用しない時はコンセントを抜きましょう」との記載に対し、ある新聞社がクレームを言った。「コンセントでなくあれはプラグ」だと。コンセントは壁についているものだから正しくはプラグを抜くのだというのである。又「鍵を壊して泥棒が入る」に対し「錠」を壊して」と言うべきであるとか。確かに新聞用語と言うやつが存在するらしい。しかし辞書を引くと「鍵とは錠の事も言う」とある。なるほど。そういえばいつから変わったんでしょう。ジャンパーがブルゾン。ブティックがショップ。ズボンがパンツ。いつ変わったんでしょう。でもあまりその辺を言い出すと人の揚げ足を取り、楽しい会話にならない事に気づきました。このことはプラグを抜かないでそっとそのままにしておいた方がよさそうです。ありがとうございました。

## 会長報告

- ・ 米山功労クラブとして、表彰が届きました。
- ・ チャリティー募金で、市内小中学校に図書を寄贈いたしました。各小中学校からお礼状が届きましたのでご報告します。回覧致しますのでご覧下さい。
- ・ 5/12 富士見 RC40 周年式典のご案内を頂きましたので出席致します。

## 幹事報告

- ・ 5/21(火)移動夜間例会 会場 観光荘 18:30 点鐘\*かばナー補佐が出席されます。
- 5/18 富岡 RC とのゴルフ大会の表彰も致します。

## 委員会報告

新世代奉仕委員会 つつじが丘支援金の補助としてお陰さまで先週 148,000 円集まりました。今週も同様に募金箱を設置いたしますので、よろしく願いいたします。



## 卓 話「自動車事故の増加に伴う保険料改定について」

濱 毅 会員

私は自動車整備・販売を生業としております。ただ、本日は自動車整備に関するお話しではなく、自動車が便利で楽しい乗り物である為に必要不可欠な存在である自動車保険の諸々についてチョットお話しさせて頂こうと思います。

まず自動車保険の歴史についてですが、自動車保険(任意保険)が日本で誕生したのは 1914 年(東京海上が発売)。今からちょうど 100 年ほど前になります。日本に自動車が輸入されたのが 1900 年代初頭ですので、かなり早い時期から保険制度が確立されていたこととなります。そして、自動車の普及台数が 1000 台程度であったことに対して、ほとんどの自動車が自動車保険への加入がなされていたそうです。この辺りに日本人のモラルの高さがうかがえると思います。以後、日本では 1955 年に強制保険である自賠責保険への加入が義務付けられ、それと並行して自動車保険(任意保険)の普及が拡大していきました。

さて、最近では非常に自動車事故が増えており、その影響で自動車保険料が値上がり傾向にあるのは、マスコミ報道等でお聞きになられたり、すでに実感として感じられている方もいらっしゃるかと思います。これは、ご年配のドライバーの増加とともに事故が非常に増えていること、また、一度事故を起こしたドライバーが事故を繰り返し、しかも大きな事故を起こしやすいことなどがその理由だと思われます。

これに伴って、昨年(2012 年)10 月に、大手損害保険会社を中心に自動車保険の「年齢別料率区分の導入」・「\*ノンフリート等級別割引・割増制度の改定」などが行われ、保険料の見直しが行われています。

\*ノンフリート=1 台ずつの契約(フリート=10 台以上をまとめた契約)

年齢別料率区分の導入では、保険料を決めるために、自動車を運転する方の年齢に応じて、10 歳刻みの保険料区分を設けて、若い方よりご年配の方の保険料が高く設定されています。

これまでは、車や契約内容が同じであれば同じ保険料でしたが、今後は、この区分により、車や契約内容が同じでも記名被保険者(=契約者の場合が多いです。主にその車を所有・使用する人)の年齢に応じて保険料が変わってきます。

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
年齢問わず補償 (全年齢)	—
21 才以上補償	—
④26 歳以上補償	② 30~39 歳 40~49 歳 50~59 歳 ① 60~69 歳 ③ 70 歳以上
35 歳以上補償	39 歳以下 40~49 歳 50~59 歳 60~69 歳 70 歳以上

ここで導入されたのが、年齢条件を 26 歳以上補償・35 歳以上補償に設定されている方は、「記名被保険者年齢別料率区分」(主にその車を使用・所有する人の年齢)に従って保険料が決定します。

① 前提条件		
お父さん 65 歳	お母さん 62 歳	同居の子 供 27 歳
主にこの車を使用する人(記名被保険者)		
※3 人ともこの車を運転		

例を挙げます。  
※契約の条件…クラウン 6 等級新規 対人・対物無制限 人身傷害 5000 万円 一般車両保険 400 万円  
お父さんがこの車を主に使っている場合は、お父さんが記名被保険者(=契約者)になります。この場合、年齢条件は④26 歳以上補償になり、年齢別料率区分は 26 歳以上補償の中の①60~69 歳の保険料になります。この時の保険料は、182,000 円になります。

② 前提条件		
お父さん 65 歳	お母さん 62 歳	同居の子 供 27 歳
主にこの車を使用する人(記名被保険者)		
※3 人ともこの車を運転		

次に、子供がこの車を主に使っていることとします。この場合、子供が記名被保険者(=契約者)となり、年齢条件は④26 歳以上補償と同じですが、年齢別料率区分は 26 歳以上補償の中の②29 歳以下になり保険料は 176,000 円になります。

因みに、同居の 85 歳のおじいちゃんが主にこの車を使っています、という場合は、おじいちゃんが記名被保険者(=契約者)となり、年齢条件④26 歳以上補償は同じですが、年齢別料率区分は 26 歳以上補償の中の③70 歳以上になり保険料は 190,000 円になります。年齢別料率区分が 29 歳以下の場合と 70 歳以上の場合では、保険の内容は同じなのですが、記名被保険者(=契約者)が変わるだけで 14,000 円の保険料の差が出てきます。

以上のとおり、ご年配の方の保険料は値上がり傾向にあります。車や等級によっては、もっと違いが出てくる場合もあります。

ご契約の仕方によって、保険料が変わってきますので、いろいろなパターンを考えてみることは大切だと思います。

次に等級別割引・割増制度(自動車保険の割引制度)では、事故があった場合には「事故有の割増引料率」が適用されるようになり、翌年以降の保険料負担が今まで以上に大きくなるようになりました。

これまで、事故の有無に関係なく同じ等級であれば同じ料率を使っていましたが、これからは、事故の有無により使う料率が異なり保険料負担も大きく変わります。

自動車保険は、新規 6 等級 28%割増～9%割引(契約の年齢条件により割増引率が違います)からスタートし、1 年間事故がなければ毎年、1 等級ずつ上がっていきます。最高 20 等級 63%の割引となっております。そして、事故をしてしまい保険を 1 回使うごとに 3 等級戻ってしまう仕組みになっています。

平成 25 年 10 月 1 日以降契約

等級	割増%										割引%									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
事故有割増引	64	28	12	2	13	19	28	40	43	45	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有割引							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

新規契約の場合

等級	年齢を問わず補償	割増引率(%)	
6(S)等級	年齢を問わず補償	28	割増
	21才以上補償	3	
	26歳以上補償	9	割引
	35歳以上補償		

では、実際に事故をしてしまった時、保険を使った場合と使わなかった場合とでは、どれくらいの保険料負担の差があるのか、例を挙げてみます。

1. 現在のご契約…… ①

保険期間:平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 1 日まで(1 年間)  
 契約のお車:普通乗用車 対人・対物:無制限  
 車両保険:一般補償 等級:18 等級(59%割引)  
 保険料:69,560 円

例えば、このようなご契約があったとします。

2. 事故情報……

保険期間中に、3 等級ダウン事故(車両同士の事故、単独事故…などで対人・対物・車両保険などを使った事故)が 1 回あったとします。

3. 翌年以降の等級(割増引率)・概算の保険料……

	①現在のご契約	1年後	2年後	3年後	3年分の概算 保険料合計
		保険を使わなかった(無事故)場合 18 等級 (59%割引) 69,560 円	19 等級 (59%割引) 69,560 円	20 等級 (63%割引) 63,020 円	
②保険を使った(事故有)場合 18 等級 (59%割引) 69,560 円	③等級ダウン 15 等級 (33%割引) 112,040 円	16 等級 (36%割引) 107,150 円	17 等級 (38%割引) 103,800 円	事故有係数 適用期間 3 年 322,990 円	
保険料差額		42,480 円	44,130 円	40,780 円	127,390 円

③事故有係数  
 事故有係数適用期間(3年間)の保険料差額合計 :127,390円

※ご注意:上記の保険料はあくまで概算であり、実際に適用される保険料とは異なります。

この例ですと、②保険を使った場合、翌年から 3 年間(\*1 等級ダウン事故については 1 年間)④「事故有係数」割増引率を使っていただくことになります。

\*1 等級ダウン事故=落書き、窓ガラスの破損、車両盗難などで車両保険にかかわる事故

保険を使った場合と、使わなかった場合とでは、翌年の契約から 3 年間の等級

(割増引率)は上記のようになり、③保険料では、およそ 127 千円の違いがでてきます。

以上のことから、やはり、事故は起こさないことはもちろんのこと、保険の使用についても慎重に考える必要があると思われます。

因みに、保険料水準について余談ですが、アメリカではこの点、もっと極端で、事故が多いドライ



バーと優良ドライバーでは保険料は 5~10 倍近い開きがあり、極端な場合は引受がなされないケースもあるようです。

また、州や都市などの地域によっても保険料の差が設定されており、その格差は非常に大きく、一番自動車保険料平均が高い都市は、デトロイトで 5,941 ドル(日本円で約 52 万円程度！これが自動車 1 台分の保険料!?)もするとのデータもあります。これは都市として見た場合の事故発生件数が多いことが影響しているようです。

仮に日本で地域別料率を導入すると、自動車保険料平均が一番高くなるのは、事故発生割合が一番高い大阪府になると言われているようです。

保険料の話ばかりでは何ですので、事故を起こしてしまった場合、事故に遭ってしまった場合等についてお話ししたいと思います。

ご自分が追突されてしまった場合、どうなるでしょう。基本的には相手側(追突した側)の過失が 100%となります(例外的に双方に過失が発生する場合があります。例えば、ブレーキランプが切れていた、嫌がらせ等の為の故意の急ブレーキ等)。

相手がきちんと保険に入っていれば問題はないのですが、運悪く、無免許・無保険・車検切れ車だったとします(実際によくあります)。この場合、追突されてしまった自分の車の修理代は、相手が支払ってくれればいいのですが、支払ってもらえなければ自分の自動車保険の車両保険を使用するか、車両保険の付帯がなければ自分で修理代を負担しなければなりません。

[自分の身は自分で守る！]ために、車両保険と併せて\*車両保険の無過失事故に関する特約(わずかな保険料負担です)を付帯するなど、自動車保険を見直してみることも大切です。今まで知らなかった特約や、また、役に立ちそうな特約があるかもしれません。

\*車両保険の無過失事故に関する特約…自分に過失がなく相手が確認できた事故の場合、事故件数に数えない事故として車両保険金を支払う特約。この特約がなく車両保険を使うと、1 事故になり、等級が 3 つ戻ってしまいます。保険料については、ご契約の等級、お車等により違いがでてきますが、5,000 円は掛からずに追加できると思います。

また、事故の際によくもめるのが、自分が「止まった」のか「止まっていた」のかです。事故の状況にもよりますが、「止まった」と「止まっていた」では、過失の割合が違ってくるので、もめる原因となるわけです。「止まっていた」場合は過失がゼロになる可能性が高いのです。

「止まった」のは、直前停止。危険を察して「止まった」ので数秒のこと、「止まっていた」のではないのです。

「止まっていた」は、駐車・停車のことで数秒~数分、車を止めていた状態のことです。

実際には、事故前後の状況・経過等で保険会社が判断することになります。ですから、もし万が一、このような状況になってしまった場合、「止まっていた(……)」のについて「俺は止まったん(……)だ(・)！」と言ってしまい話をもめてしまうより、信頼のできる保険会社・代理店に任せてしまった方が状況を有利に運んでくれることもあるかもしれません。

もうひとつ、従業員のマイカー通勤と会社の責任について触れさせていただきます。

従業員が通勤中に事故を起こしてしまった場合、次のようなパターンが考えられます。

①通勤以外の社用には一切使用せず、会社も業務への使用を禁止しているような場合は、会社は責任を負わなくてよい

②会社が従業員の通勤車を業務に使用させている場合は、会社も責任を負わされることになるのが一般的

③従業員の個人的な考えに基づき通勤車を社用に使用している場合は、会社の責任はケース毎に判断することになる(管理責任を問われる場合がある)

従業員の私用中の事故であっても会社が多額の賠償金を負わされる可能性もあります。会社は日頃から従業員の通勤車について、公私の別を明確にする、自動車保険の加入の有無、免許証の確認、通勤許可証の発行、就業規則を整備するなどの注意を払っていく必要があると思います。

## ここで自動車保険の Q&A

### Q1

会社で契約している自動車保険(法人所有)で、社長本人が運転をして、自宅(個人所有)に帰った際、車庫入れを失敗し車庫の壁を破損してしまいました。これは自動車保険の対物賠償で保険金のお支払いとなるのでしょうか？

### A1

お支払いできません。自動車保険は会社で加入していても運転しているのは社長本人であり、自宅は社長自身が所有するものであるため、他人の財産とはならず、賠償責任は発生しません。(火災保険の場合、契約内容によってはお支払いできる可能性があります。)

### Q2

兄が帰宅した際に、車庫に駐車してあった同居の弟の自動車にぶつけてしまい破損してしまいました。これは自動車保険の対物賠償で保険金のお支払いとなるのでしょうか？

### A2

お支払いできます。父母・配偶者・子供については保険契約では賠償責任を認めませんが、兄弟についてだけは賠償責任が認められています。

### Q3

夫婦げんかで奥様が怒ったはずみで、ご主人の車に植木鉢を投げつけてしまい、フロントガラスが割れてしまいました。ご主人はオールリスクタイプの車両保険に入っています。車両保険でお支払いとなるのでしょうか？

### A3

お支払いできます。車が破損した行為自体は故意ですが、事故の偶然性があり、今回奥さんは保険金の支払いを目的としていたわけではないので、支払われます。

以上、冒頭でもお話しさせていただきましたが、車は生活に欠かせない便利な乗り物ですが、事故で命を失うこともあります。常に安全運転を意識することが大事なのではないのでしょうか。

## ニコニコボックス

濱 毅 本日、卓話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

牛山幸一・梅垣和彦・大橋正明・小口成人・小口泰史・笠原新太郎・北村正春・小林純一・佐伯克己・佐藤有司・白鳥修次・瀬戸雅三・高木昭好・武井利夫・竹村一幸・中嶋孝一・中畑隆一・中村文明・林 尚孝・林 裕彦・林 靖高・原 史郎・宮坂 伸・宮坂宥澄・宮澤由己・矢島 實・山岡正邦・山岸邦太郎・山崎典夫・守屋麻里

濱 毅さんの卓話、期待しています。

武井利夫 創立月です。

## 出席報告

会員数47名、出席者35名、出席率74.47%、前々回訂正93.62%

2012-2013年じて  
度RIテーマ  
奉仕を通平和を

